

女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画

令和3年4月

南那須地区広域行政事務組合

南那須地区広域行政事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年4月1日
南那須地区広域行政事務組合長

南那須地区広域行政事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、南那須地区広域行政事務組合長が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、各所属長及び総務課人事担当を構成員とした南那須地区広域行政事務組合特定事業主策定委員会を設置し、本計画の策定・変更・本計画に基づく取組の実施状況・数値目標達成の点検・評価等について協議を行うこととする。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、事務局、保健衛生センター、施設整備室、消防本部、那須南病院において、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり数値目標を設定し、実施期間において目標達成に向けた取り組みを実施する。

なお、この目標は、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 管理的地位への女性職員の登用

一般事務職の女性管理職（主幹以上）は令和2年度に2名の登用であるが、今後も女性管理職員（主幹以上）の登用を目標とする。

(2) 男性職員の育児休暇等の取得

男性職員の育児休業取得状況は、平成29年度に1名（21日間）であり、男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇（いわゆる「男性の産休」）は、平成29年度及び令和元年度に1名ずつの取得であることから、男性職員の育児

休業取得促進及び男性の産休取得率80%以上を目標とする。

(3) 超過勤務時間の削減

平成31年4月1日に超過勤務命令を行うことができる上限が人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第16条の2の2に施行されことを踏まえ、当組合としての令和元年度の実績は、職員年間1人あたりの超過勤務時間が月平均5.2時間であるが、長時間の超過勤務を行っている職員もいることから、超過勤務の上限一月30時間、年間360時間を超えて勤務させないことを目標とする。

(4) 年次有給休暇の取得の促進

職員1人あたりの年次有給の取得日数15日を目標とする。

(5) 女性消防吏員の採用

令和7年度までに、女性消防吏員の比率目標を5%とする。

4 女性職員の推進に向けた目標を達成するための取組

3で掲げた数値目標達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

(1) 管理的地位への女性職員の登用

ア 一般事務職員の管理職適応年齢の女性職員が少ないことに起因して、管理的地位への女性職員登用が少ないが、適任者であれば性別に関係なく管理職に登用することとする。

イ 管理職候補の育成過程において、職員の能力と経験、資質の向上を図るために、人事評価制度の導入・実施・活用及び計画的な人事異動を実施する。

ウ 管理職の養成等を目的とした研修を実施し、昇任への意識改革に取り組むこととする。

エ 管理的地位への女性の登用に向け、職場でのセクシュアル・ハラスメント等対策の整備（相談窓口の設置、担当者の任命及び研修等）を行なうこととする。

(2) 男性職員の育児休業等の取得

ア 男性職員も育児休業等の取得ができることについての周知を行い、男性の育児休業等の取得推進を図る。

イ 男性職員が妻の産前産後期間中に、その出産に係る子または小学校就学前までの子を養育する「育児参加のための休暇（5日）」や、「配偶者の出産のための休暇（2日）」を取得できることの周知徹底、及び休暇の取得促進を図る。また、父親の特別休暇等の取得について、職場の理解が得られるための環境づくりを行う。

(3) 超過勤務時間の削減

ア 毎週水曜日を定時退庁日「ノー残業デー」と位置付け、一斉定時退庁の実施を促す。

イ 超過勤務の実態を調査するとともに、職員の業務分担の見直しを定期的に行い、

各職員の業務量の平準化に努める。

(4) 年次有給休暇の取得促進

ア 所属長（各課長等）は、部下の年次有給休暇取得状況を把握し、計画的な取得を指導する。

イ 所属長（各課長等）は、職員が安心して年次有給休暇の取得ができるよう、事務処理において相互支援ができる体制を整備する。

ウ 国民の祝日や夏季休暇との組み合わせなど、連続した休暇の取得促進を図る。

(5) 女性消防職員の採用

消防職員採用試験等において、採用試験方法等の検討を行い、計画的な採用を実施する。